

事 務 連 絡

平成25年5月24日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新種のコロナウイルスによる感染症の国内検査体制及び
日本における呼称について（情報提供）

日頃より感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

「新種のコロナウイルスによる感染症の発生について（情報提供及び協力依頼）」（平成24年9月26日付健感発0926第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「新種のコロナウイルスによる感染症の発生について（症例定義の変更）」（平成24年11月30日付健感発1130第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、当該感染症に罹患した疑いのある患者を診察した場合について、情報提供をお願いしているところです。

当面は、別添1に基づき、各地方衛生研究所における本ウイルスの検査結果が陽性となった場合等に、国立感染症研究所において確認検査を行うこととなりますので、御承知おきください。

なお、別添2のとおり当課に情報提供いただく際の参考様式を作成しましたので、適宜御活用ください。

また、今般、ウイルス分類に関する国際委員会（ICTV）のコロナウイルス研究グループが、本感染症の病原体名を「Middle East respiratory syndrome coronavirus (MERS-CoV)」と命名し、また、世界保健機関（WHO）も同名称の使用を開始しました。これを受けて、今後、厚生労働省では、当該感染症の病原体名を「MERS（マーズ）コロナウイルス」、また、感染症名を「中東呼吸器症候群（MERS）」と呼ぶこととしましたので、ご承知おきください。

参考資料

別添1：MERS コロナウイルスによる感染症疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

別添2：情報提供の際に使用する参考様式

（参考ホームページ）

厚生労働省「その他の感染症（新種のコロナウイルス感染症について）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/>

国立感染症研究所「コロナウイルス（HCoV-EMC）重症感染症」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>